

(五) (六) (七) (八) (九) (十) (十一) (十二) (十三) (十四) (十五) (十六) (十七) (十八) (十九) (二十)

如右ニ出スル非マシ

第十一條 本協同組合ハ本協同組合ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテ其ノ中ニ於テハ其ノ

事務ニ對シテ其ノ事務ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテ其ノ中ニ於テハ其ノ

事務ニ對シテ其ノ事務ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテ其ノ中ニ於テハ其ノ

事務ニ對シテ其ノ事務ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテ其ノ中ニ於テハ其ノ

事務ニ對シテ其ノ事務ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテ其ノ中ニ於テハ其ノ

事務ニ對シテ其ノ事務ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテ其ノ中ニ於テハ其ノ

事務ニ對シテ其ノ事務ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテ其ノ中ニ於テハ其ノ

事務ニ對シテ其ノ事務ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテ其ノ中ニ於テハ其ノ

事務ニ對シテ其ノ事務ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテ其ノ中ニ於テハ其ノ

事務ニ對シテ其ノ事務ニ對シテ必要ナル事項ニ對シテ其ノ中ニ於テハ其ノ

財團法人協同會大阪支所

但シ全國的産業別組合及地方聯合會ノ代表者ハ選舉ヲ要セス  
シテ代議員タルノ資格ヲ有スルモノトス

第十七條 中央委員會ハ會長、主事、會計、中央委員ヲ以テ組織  
ス

第十八條 中央委員會ハ本總同盟ノ執行機關ニシテ次期大會ニ至  
ル迄ノ間ニ於ケル緊急事項ニ對シ臨機ノ決議並ニ適宜ノ處置  
ヲナスコトヲ得

第十九條 中央委員會ハ重要事項ニシテ緊急ヲ要スルモノト會長  
之ヲ認メタルトキ又ハ中央委員三名以上ノ請求アリタルトキ  
會長之ヲ召集ス

#### 第四章 役員

第二十條 本總同盟ニ左ノ役員ヲ置ク

會長一名 主事一名 會計一名

中央委員若干名 部長若干名